

「子どもファーストデイクーポン」掲載基準に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、「こころの再生」府民運動（以下、府民運動という。）の一環として毎月第3土曜日の「子どもファーストデイ」において利用する「子どもファーストデイクーポン」（以下、クーポンという。）の掲載に係る許可基準等を定めることを目的とする。

(申 請)

第2条 クーポンに施設・店舗の掲載を希望する者（以下、掲載希望者という）は、「こころの再生」府民運動・企画運営委員会（以下、委員会という。）委員長（以下、委員長という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする掲載希望者は、申込用紙（様式1）に所定の事項を記載し、委員長に提出しなければならない。

(決 定)

第3条 委員長は、申込用紙の内容を第4条に定める基準に従い、速やかに審査を行った上で許可の可否を決定する。なお、審査にあたって委員長は委員会に意見を求めることができる。

2 委員長は、許可の可否を決定する際、暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、前条第2項に規定する申込用紙の内容等を大阪府警察本部に照会するものとする。

3 委員長又は委員長の指定を受けた者は申込用紙の内容について、実地調査をすることができる。

4 掲載希望者は前項の実地調査に協力するものとする。

5 委員長は審査終了後、その結果を登録通知書（様式2）により遅滞なく掲載希望者に通知する。

6 委員長は、委員会に対して適宜許可状況について報告する。

(審査基準)

第4条 委員長は掲載希望者の運営する当該施設・店舗における営業が次の各号のいずれかに該当する場合、クーポンへの掲載を許可しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の営業に該当する場合

(2) 貸金業の規制等に関する法律第2条の営業に該当する場合

(3) 大阪府青少年健全育成条例に反するもの又はそのおそれのあるもの

(4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

(5) クーポンを不正行為に利用するもの又はそのおそれのあるもの

(6) 特定の主義主張や思想の普及に関するもの

(7) 青少年の健全育成の観点から好ましくないと認められるもの

(8) 掲載希望者が食品衛生法第51条に定める飲食店を営む者で、同法及び大阪府食品衛生法施行条例に規定する営業許可を受けていないとき

(9) 掲載希望者が大阪府青少年健全育成条例（以下、健全育成条例という）第10条第1項第7号又は第8号に該当する者で、以下のいずれの要件も満たさないとき

(ア) 健全育成条例第10条に定める自主規制の規約等を定め、知事に届出ていること

(イ) 健全育成条例第10条に定める自主規制の規約等を定め、知事に届出ている団体に加盟していること

(ウ) 大阪府警察が指定する少年非行防止協力店であること

(10) 行政法規に基づく不利益処分(処分の理由が違法又は不当な行為によるものである場合に限る)を受けているもの

(11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められるもの

(12) 前各号にあげるもののほか、府民運動及び家族等でのふれあいを深めるという「子どもファーストデイ」の趣旨にそぐわないと認められるもの

(更新)

第5条 クーポンへの施設・店舗の更新は原則年2回とする。ただし、ホームページ上の新たな掲載については、委員長の許可を受け次第行うものとする。

2 委員長は更新時に第2条の許可を受けた掲載希望者(以下、掲載者という。)に対して、必要に応じて第4条に定める基準を満たしているかどうかについて、調査を行う。

(費用)

第6条 クーポン掲載に係る費用は当分の間、無料とする。

(サポーターへの登録)

第7条 掲載者は、「こころのサポーター」に登録するものとする。

2 サポーター登録の要件については、「こころのサポーター」制度設置要綱に定めるところによるものとする。

(記載内容の変更等)

第8条 掲載者は、やむを得ない理由によりサービスの提供が不可能となった場合、又は住所等に変更が生じた場合には、速やかに委員長まで書面にて報告しなければならない。

2 掲載者は申込書に記載のサービス内容を変更、又はクーポンへの掲載取り止めを希望する場合には、クーポンの更新時に変更申請書(様式3)に所定の事項を記載の上、委員長の許可を受けなければならない。

(掲載の取消)

第9条 委員長は、クーポンに掲載後であっても、掲載者が第4条の審査基準を満たさなくなったと認められる場合には、掲載を取り消すことができる。

2 委員長又は委員長の指定を受けた者は、必要に応じ掲載者への実地調査を行うことができる。

3 掲載者は前項の実地調査に協力するものとする。

(状況報告)

第10条 委員長は、必要に応じ掲載者に利用状況等の報告を求めることができる。

附則

(経過措置)

第11条 この要綱が施行された時点での掲載者については、第2条及び第3条は適用しない。

この要綱は、平成19年5月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。